

令和3年5月17日

乾シイタケ販売をめぐる新聞報道について

4月7日付の読売新聞をはじめ、新聞紙上で当連合会の乾シイタケ販売に不透明な安価販売があるかのような報道がされたことで、皆さんにご心配をおかけしておりますこと、誠に残念であり、また申し訳なく存じます。

この乾シイタケ販売につきましては、連合会でも既に昨年12月17日の理事会で取り上げられ、本年2月9、10日の両日、連合会の3名の監事により特別監査を実施いただき、3月1日の理事会で、問題とされた示談販売（随意契約）について、「不正の証拠は確認されなかった」と報告いただいております。

連合会では乾シイタケの販売は、これまでに蓄積した知見をもとに、生産高や他県の相場を見つつ、28社で構成する松山椎茸会を買い方に、市売りを原則として、適宜示談販売を交え、商品の劣化と価格のバランス、生産者の皆さんへの精算時期も考慮し、適切な時期に適正な価格で販売するよう尽力してきたところであります。

示談販売は近年では9社と取引実績がありますが、商社から特に緊急に必要なあるとして要望があった場合（要望によるので高値で買い取りいただく）のほか、市売りでの値崩れが予想される場合や売れ残りが生じた場合に、これまでに実績のある複数社に声をかけ、応じてもらった商社に市況を参考にできるだけ高値で買い取っていただいているところであり、示談販売は決して特定の商社に安値で販売するものではありません。

連合会としては、生産者の皆さんの負託にできるだけ応えられるよう、職員一丸となって適正販売に努めてきたものと考えております。

このような中、連合会では、近年の乾シイタケの取扱高の減少、消費者のニーズや市況の変化等を踏まえ、今後の販売方法等について見直しが必要と考えており、コロナの感染状況に一定の目途が立ち次第、生産者を代表する団体である愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会をはじめ関係者と協議を進めることとしております。